

令和7年度使用  
中学校教科用図書、  
小・中学校特別支援学級及び  
特別支援学校（小・中学部）教科用図書

採 択 基 準

令和6年5月

奈良県教育委員会

**令和7年度使用中学校教科用図書、  
小・中学校特別支援学級及び特別支援学校（小・中学部）教科用図書  
採 択 基 準**

**1 市町村立中学校及び義務教育学校（後期課程）で使用する検定教科書の採択**

(1) 採択に当たって

- ア 市町村教育委員会はその責任の下に、採択の方針、手順等を明確にし、採択事務の適正化を図ること。
- イ 県教育委員会の行う指導及び助言又は援助に基づいて行うこと。
- ウ 採択地区に二つ以上の町村がある場合には、構成町村の教育委員会が共同して、採択のための協議会（以下「採択地区協議会」という。）を組織すること。
- エ 各採択地区においては、選定のための委員会（以下「選定委員会」という。）を組織すること。

(2) 採択を適正かつ公正に行うため

- ア 教科の目標や内容、児童生徒や地域の実態等を考慮し、市町村教育委員会の判断と責任により、最も適切なものを採択すること。
- イ 採択決定に当たっては、おおむね次の経過をたどることとし、その方法や手続きを工夫すること。
  - ① 選定委員会は、教科書に関する調査研究を行う際には、令和6年度に県教育委員会が示す選定資料を十分参考にすること。
  - ② 市町村教育委員会は、種目ごとに1種の教科書を採択すること。
  - ③ 採択地区協議会は、種目ごとに1種の教科書を選定すること。また、採択地区協議会を構成する町村の教育委員会は、その採択地区協議会において選定された教科書を採択すること。

**2 県立中学校で使用する検定教科書の選定**

(1) 選定に当たって

県立中学校において使用する検定教科書の選定については、生徒や地域の実態等を考慮し、次の項目について学習指導要領の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように調査研究の上選定すること。

- ア 内容
- イ 構成上の工夫

(2) 選定を適正かつ公正に行うため

- ア 選定に当たっては、おおむね次の経過をたどることとし、その方法や手続きを工

夫すること。

- ① 県立中学校において教科書に関する調査研究を行う際には、令和6年度に県教育委員会が示す選定資料を十分参考にすること。
- ② 県立中学校においては、種目ごとに1種の教科書を選定すること。

### 3 国立・私立の中学校で使用する検定教科書の採択

採択に当たっては、その適正かつ公正を期するため、各学校長の責任において次の手続きによるものとする。

- (1) 教科書に関する調査研究を行う際には、令和6年度に県教育委員会が示す選定資料を十分参考にすること。
- (2) 調査研究の結果等に基づき、種目ごとに1種の教科書を採択すること。なお、「特別の教科 道徳」に代えて宗教を教育課程に編成する私立の中学校については、「特別の教科 道徳」の教科書の採択を行う必要はないことに留意すること。

### 4 小・中学校特別支援学級において使用する教科用図書の採択

- (1) 検定教科書の採択について

小・中学校特別支援学級において使用する検定教科書の採択については、当該採択地区（国立・私立にあつては各学校）で採択されている検定教科書と同一のものを採択すること。

- (2) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択について

特別の教育課程を編成し、教科により当該学年用の検定教科書を使用することが適当でない場合には、学校教育法附則第9条第1項の規定による、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書（以下「一般図書」という。）を採択すること。一般図書の採択に当たっては、文部科学省の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の採択を十分考慮すること。また、特別支援学校知的障害者用の文部科学省著作教科書のある教科は、なるべくこれを採択すること。

その上で、これら以外の図書を採択する場合には、県教育委員会の示す選定資料を参考にして十分な調査研究を行い、適正かつ公正に行うこと。その際には、絶版についても確認し、特に慎重を期して採択すること。

### 5 特別支援学校（小学部・中学部）において使用する教科用図書の選定

- (1) 検定教科書の選定について

特別支援学校（小学部）において使用する検定教科書及び特別支援学校（中学部）において使用する検定教科書の選定については、児童生徒の障害の状態や特性を考慮し、次の項目について学習指導要領の各教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように調査研究すること。

ア 内容

イ 構成上の工夫

(2) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の選定について

教科により当該学年用の検定教科書を使用することが適当でない場合には、一般図書を選定すること。一般図書の選定に当たっては、文部科学省の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮すること。また、特別支援学校知的障害者用の文部科学省著作教科書のある教科は、なるべくこれを選定すること。

その上で、これら以外の図書を選定する場合には、県教育委員会の示す選定資料を参考にして十分な調査研究を行い、適正かつ公正に行うこと。その際には、絶版についても確認し、特に慎重を期して選定すること。